

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率(令和元年度公表分)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に基づき公営企業の資金不足比率を公表するものです。平成19年度決算から毎年この時期に公表を行っています。

公営企業会計	資金不足・剰余額 (千円)	資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)
水道事業会計	728, 920	—	20. 0
下水道事業会計	255, 986	—	20. 0
病院事業会計	754, 577	—	20. 0

※△表示は赤字を示す

全ての事業会計において、資金不足額は発生していません。

【資金不足比率とは】

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化したものです。この比率が高くなるほど料金収入で資金不足を解消することが難しくなります。